

重要

電通共済生協からの大切なお知らせ

電通共済生協
電気通信産業労働者共済生活協同組合

《2021年11月制度改定》

● ごあいさつ ●

皆さまにご契約いただいている「マイカー共済」は、「こくみん共済 coop〈全労済〉」の職域団体に適用される「職域掛金（協力団体扱いに対する共済掛金に関する特約）」ならびに「団体割引（団体扱いによる共済掛金の割引に関する特約）」を適用し、電通共済生協組合員の皆さまに「お手頃な掛金・充実の補償と安心」をお届けしています。

今回の改定では、地域・職域の掛金区分を廃止し、さらに新たな団体割引のしくみを導入するとともに、この間のお支払状況等を踏まえ、共済掛金の見直しを行うこととなりました。

電通共済生協は、本制度改定に伴い、一部の契約者の皆様に生じる共済掛金引き上げを可能な限り抑制できるよう一般の職域団体の上限割引率 12.5% に対し、独自に設定できる団体割引を 10.0%⇒15.0% に拡大※し対応することとしました。引き続きのご理解を賜りますようお願いいたします。

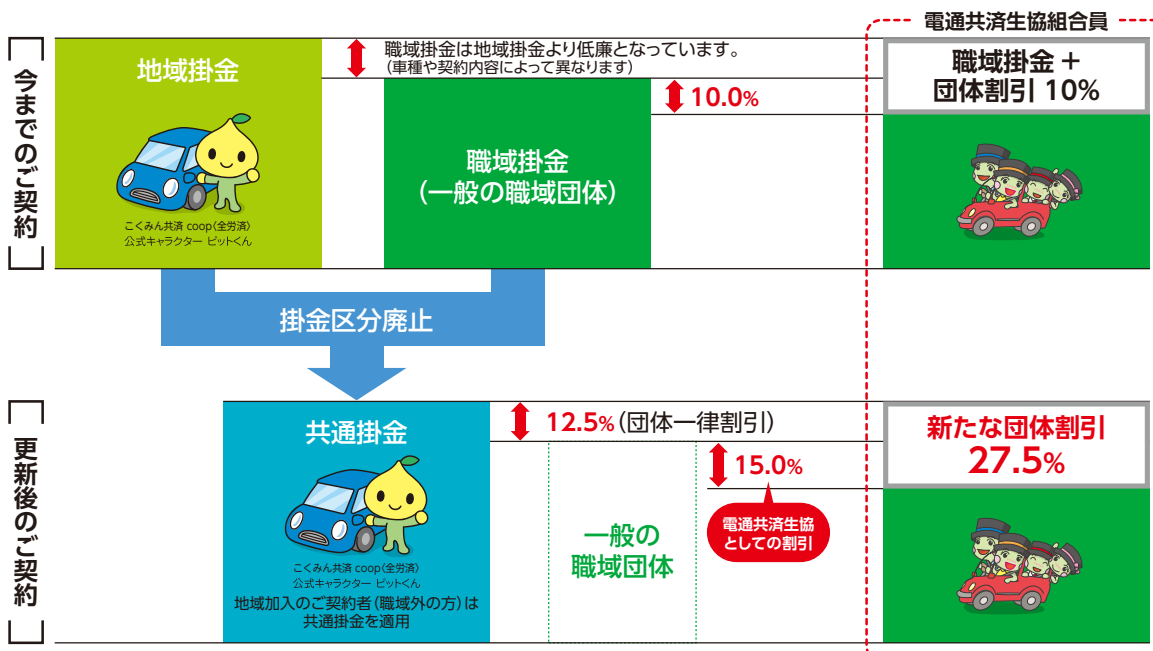
団体割引は、多くの組合員のご利用と安全運転に支えられています。引き続きのご利用と安全運転をよろしくお願いいたします。

※制度改定により掛金体系が改定となっていることから、掛金が単に 5%引き下がるものではありません。

● 2021年11月掛金改定のポイント ●

- (1) 地域・職域の掛金区分を廃止し、共通掛金を設定します。
- (2) これまでの職域掛金の代替として、契約件数と収支状況に応じ割引を適用する団体割引の仕組みを拡充し、契約件数等の一定条件を満たす団体については、共通掛金に原則12.5%の団体割引を適用します※1。
- (3) 電通共済生協は、契約件数と収支状況にもとづき、共通掛金に割引率12.5%に独自の割引率15%を加え、27.5%の団体割引を適用します※2。

地域・職域掛金区分の廃止と新たな団体割引のイメージ



※1 毎年の団体割引の計算にもとづき、団体収支が欠損となると見込まれる場合、また、団体の契約件数が20件未満となる場合は、割引率12.5%を縮小または適用外となる場合があります。

※2 車種や補償内容により、団体割引率と個々のご契約での割引率が異なる場合があります。適用される割引率は、毎年11月末時点の実績（団体の契約件数・収支状況）で決まるため、変動することがあります。

※新たな団体割引適用後も主たる被共済者の年齢や掛金クラスの変動により掛金の引き上げとなる場合があります。

※最新の損害率が反映されることにより二輪自動車・貨物車・車両損害補償未付帯等一部のお車に掛金の引き上げが発生いたします。

※その他の改定内容は裏面をご覧ください。

今回(2021年11月改定)の制度改定内容

1 共済掛金の改定(裏面を参照願います)

2 賠償責任条項における被共済者の拡大

賠償責任条項の被共済者の範囲を拡大し、責任無能力者(認知症等の運転者)の事故により親族等が監督責任を負った場合に補償ができるように、その監督義務者等*を被共済者の範囲に追加します。

*親権者、監督義務者および監督義務者に準じる者(親族に限る)。

賠償責任条項は、対人賠償・対物賠償・他車運転危険補償・マイバイク特約・自転車賠償責任補償特約に適用されます。

＜対象となるケースの例＞

認知症の被共済者(親)が事故を起こし、別居の既婚の子が監督義務者として責任を負った場合。

3 人身傷害補償損害額基準の見直し(契約始期に関わらず一斉適用となります)

人身傷害補償の支払時の損害額基準を見直し、人身傷害補償条項の補償額の引き上げを行います。

[例]死亡された場合の葬儀費

現 行	改 定
60万円。 ただし、立証資料等により60万円をこえることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払う。	100万円。 ただし、立証資料等により100万円をこえることが明らかな場合は、150万円を限度として実費を支払う。

4 その他の改定

1 「新規運転免許取得者の賠償損害特約」の範囲を拡大

新規に免許を取得した方がいるにもかかわらず契約変更手続きが遅れ、事故が発生してしまった場合の救済措置として、本人・配偶者等の運転者条件が付されている場合でも補償できるように補償対象の範囲を拡大しました。

2 「車両入替時の自動補償」の見直し

被共済自動車の車両入替に際し、手続きに不慣れなご契約者さまの負担を軽減するため、廃車・譲渡された自動車と新規取得した自動車の入替手続きにおける先後関係の条件を廃止しました。(ただし、入替手続きまでに被共済自動車が廃車・譲渡されている場合に限りです)

3 「対物賠償の費用共済金」の拡大

対物事故による車両火災事故に関して、道路法の規定により道路管理者等から損害賠償請求があった場合に補償ができるように、対物賠償の費用共済金の対象範囲を拡大します。

●本改定内容は上記3を除き、2021年11月1日以降、更新を迎えるご契約から適用となります。

ここに記載している内容は、制度改定の概要を説明したものです。マイカー共済の契約詳細については、ホームページ掲載の契約のしおり等をご確認ください。